沿岸広域振興局長告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年7月14日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市広田町字後花貝29番2地先から字前花貝187番	新	B m	m
4地先まで		30.8~5.8	494. 6
	IΒ	A	
		17. 2~4. 5	540. 0
		В	
		30.8~5.8	494. 6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成29年7月14日から同年8月14日まで